

青森市民病院 医療安全管理指針概要

青森市民病院 医療安全管理指針概要

青森市民病院医療安全管理委員会

1 基本理念

患者への実害を未然に防ぎ、患者が安心して本院で治療を受けられる環境を整えることを目標とし、院長を中心に全職員が一体となって医療安全管理の取り組みを推進し充実をはかることとする。

2 医療安全に関する組織

(1) 医療安全管理委員会

院内における医療安全管理体制の確保及び推進を図るため、医療安全管理委員会を設置する。

(2) 医療安全管理室

院内における医療安全管理に関する業務を所管する。

3 報告及び報告内容の検討

(1) 報告すべき事項

すべての職員は、医療側の過失の有無を問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合は、速やかに報告する。

(2) 報告内容の検討等

医療安全管理委員会等の医療安全に関する組織は、報告された事例について検討を行い当院の医療の安全管理上有益と思われるものについて、再発防止の観点から改善に必要な防止対策を作成するとともに、すでに策定した改善策が確実に実施され、かつ安全対策として有効に機能しているかを常に点検・評価し、必要に応じて見直しを図るものとする。

4 安全管理のためのマニュアルの整備

医療安全管理のため、当院において必要なマニュアル等を整備するとともに、関係職員に周知し、必要に応じて見直す。

5 医療安全管理のための研修

(1) 研修の目的

医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、職員個々の安全意識の向上を図るとともに、当院全体の医療安全を向上させる。

(2) 対象職員等

医療安全管理のための研修を1年に2回以上実施し、職員は必ず受講しなければならない。

6 事故発生時の対応

(1) 救命措置の最優先

医療側の過失によるか否かを問わず、患者に望ましくない事象が生じた場合には可能な限り、まず、院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くす。

(2) 患者・家族への説明

事故発生後、救命措置の遂行に支障を来さない限り可及的速やかに事故の状況、現在実施している回復措置、その見通し等について患者本人、家族等に誠意をもって説明する。

7. 患者からの相談への対応

患者からの相談に対しては専任の担当者が誠実に対応する。

医療安全に関する相談には、医療安全管理者が相談をうけ支援する。

8. 本指針の周知

本指針の内容については、全職員、患者及び患者家族への情報共有のため、院内に掲示することとする。